令和３年度　第４回栃木地方最低賃金審議会
資料目録

Ⅰ　栃木県最低賃金　関係資料

Ⅰ－１－①　異議申出書［ 佐野地区労働組合会議・労働組合わたらせユニオン ］
・・・　1

Ⅰ－１－②　栃木県最低賃金の改正決定の調査審議に係る最低賃金法
第25条第5項に基づく意見書
［ 佐野地区労働組合会議・労働組合わたらせユニオン ］　・・・　5

Ⅰ－２－①　異議申出書［ とちぎコープ労働組合 ］　・・・・・・・　11

Ⅰ－２－②　栃木県最低賃金の改正決定の調査審議に係る最低賃金法
第25条第5項に基づく意見書［ とちぎコープ労働組合 ］　・・・　15

写

２０２１年８月１８日

栃木労働局長
藤浪　竜哉　殿

栃木県佐野市浅沼町７９６

佐野地区労働組合[redacted]
議長

労働組合わたらせユ[redacted]
委員長

先に公示された「栃木県最低賃金の改定に関する栃木地方最低賃金審議会の答申」について、以下の通り異議申し出を行います。

（１）異議申し出の内容

先日公示された、栃木県最低賃金を２８円引き上げ、８８２円とするとの答申は、最低賃金法第１条の「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上および事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」を踏まえた審議の結果とは思えません。

今年度、中央最低賃金審議会においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」及び「成長戦略実行計画・ 成長戦略フォローアップ」に配慮したうえで、地域間格差への配慮の観点から、一律２８円の引き上げを目安として答申しました。この目安に基づき、栃木地方最低賃金審議会は、過去最高となる２８円の引き上げを答申しました。

私たちは意見書や意見陳述において「最低賃金は時給１５００円を目指し、２０２１年度には１０００円以上の最低賃金とすること」と主張しました。

中小企業に対する支援策を積極的に議論する中で、今年度、栃木県最低賃金を１０００円に引き上げるべきです。栃木労働局長は金額が低すぎることを理由として栃木県最低賃金審議会に再審議を求めるべきであると考えます。

栃木労働局
3.8.19
栃労収基0819第2号

（２）理由について

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」には、『より早期に全国加重平均１０００円とすることを目指す』とありますが、なぜ加重平均１０００円なのかという根拠が示されていません。これに配慮した中央最低賃金審議会の「２８円」引き上げの根拠も不明瞭です。根拠の不明瞭な目安をもとに議論するので、地方最低賃金審議会では目安金額をめぐって労使が団体交渉のような綱引きが行われ、公労使が一致した答申が出にくくなっています。審議委員の皆さんも、根拠が不明瞭なままの議論には苦労されていたのではないかと思います。これは本来の審議会の在り方ではありません。

政府からの「時々の事情」による提示が行われる以前は、最低賃金法第９条２項に基づき、「地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮」し、特に賃金改定状況調査結果第４票を最も重要な資料として議論されてきました。これについて私たちは、世界に類をみない「事業の支払い能力」規定については批判してきましたが、生計費や賃金を対象にした最低賃金引上げの議論は有効であったと考えます。その中で公労使一致した答申も出されてきました。

ただし、そのはじまりが、業者間協定による女性の中卒初任給であったため、日本の最低賃金は、世界から大きく取り残され、非正規雇用労働者が増える中で、実情に合わなくなってきました。「時々の事情」による改定ではなくではなく、最低賃金の水準を見直す議論が必要でした。最低賃金の水準を見直すにあたっては、ＩＬＯ１３１号条約や１３５号勧告に基づき、「労働者とその家族に必要な」最低賃金額ということで、ひとり親世帯の生活保護基準との比較が有効です。

最低賃金の水準を決める議論には時間が必要ですが、困窮する低賃金労働者の生活の安定のためには、現在の最低賃金を大幅に引き上げる必要があります。

今年度１０００円の最低賃金にするとともに、全ての議論を公開するよう要請してきました。しかし、専門部会は今年度も非公開とされました。また、小委員会の議事要旨を異議申し出に間に合うよう公表することを要請しましたが、これも実現していません。金額審議において、どのような議論が行われたのか、また、私たちの意見書や意見

陳述は審議会の議論にどのように反映されたのか、全く分からないままです。

今年度栃木地方最低賃金を２８円引き上げ８８２円とする答申ですが、これでは、最低賃金審議会は「憲法25条の番人」の役割を果たすことはできません。８８２円ではワーキングプアといわれる非正規労働者の生活改善には不十分です。栃木においては今年度、直ちに１０００円に引き上げるべきです。

以上

写

2021年7月21日

栃木地方最低賃金審議会
会長　太田　正　様

栃木労働局
3.7.21
栃労収基　第　号

佐野地区労働組[redacted]
議長 [redacted]

労働組合わたらせユ[redacted]
委員長 [redacted]

最低賃金法２５条５項にもとづき２０２１年の最低賃金決定に関する調査審議に関して、下記の通り意見を述べます。

（１）最低賃金は、時給１，５００円を目指すこと。２０２１年度には１０００円以上の最低賃金を実現すること。
（２）全国一律最低賃金制度とすること。
（３）実質的な審議が行われる小委員会をはじめ、全審議会を完全に公開すること。
（４）栃木地方最低賃金審議会において、佐野地区労働組合会議及び労働組合わたらせユニオンの推薦する労働者の意見陳述を求める。

以下、理由を述べます。

（１）最低賃金は、時給１，５００円を目指すこと。２０２１年度には１０００円以上の最低賃金を実現すること。

①現在の８５４円という最低賃金では、労働者の生活の安定は得られず、労働条件の改善がはかられているとは言えません。

昨年来のコロナ禍の中で、特に非正規労働者、低賃金労働者の「命・暮らし・雇用」が危機にさらされています。貯蓄ゼロ世帯が単身では３８％、二人以上世帯では２３．６％など、コロナ以前から低所得者層の脆弱性が指摘されていましたが、コロナは、低所得層により大きな打撃を与え、貧富の格差を拡大しています。最低賃金近傍で働いていた低所得者層の貯蓄がゼロになるのは当たり前であり、こうした低所得者層がコロナ禍の中で解雇や「シフト減」という状況に追い込まれています。日本の子どもの貧困率は２０１２年以降、１６．３％から１３．５％へと若干改善されてきましたが、コロナ禍の中で、再度悪化する可能性があります。また、非正規雇用労働者の有配偶率が顕著に低くなっており、合計特殊出生率は１．３６で減少が続いています。現在の最低賃金額では、労働力の再生産はできません。コロナ禍は、低所得者層の現実をあぶりだしました。今こそ、自立して生活できる最低賃金が必要です。

２００７年の法改正では、「生活保護との整合性」が導入され、それまでの「いくら引き上げるか」の議論に加えて、はじめて「いくらにすべきなのか」という最低賃金の水準が議論になりました。その際、最低賃金の比較対象とされたのは、若年単身者の生活保護基準でした。その比較をもとに、2014年以降、いわゆる生活保護との逆転現象は解消されたことになっています。しかし、ひとり親世帯等の家族を含む生活保護との比較では、何ら逆転現象は解消されていません。日本のひとり親世帯は、世界で最も就労率が高いといわれていますが、最低賃金近傍で働くことが多いため、日本は、ひとり親世帯の貧困率が最も高い国の一つになっています。ひとり親世帯の貧困は子どもの貧困に直結します。将来を担う子どもたちの貧困を解消するためにも、最低賃金の大幅引き上げが必要です。

非正規雇用労働者の増大や、ワーキングプアが社会問題になる中で、最低賃金の果たす役割は大きく変わってきています。家計補助的労働者を対象にした最低賃金から転換し、最低賃金法第１条の目的に見合った最低賃金の在り方について根本的な見直しが求められています。議論の対象になるのは、ＩＬＯ１３１号条約及びＩＬＯ１３５号勧告にある「労働者及びその家族の必要」な生計費であり、最低賃金を賃金中央値（メジアン）の５０％程度に設定し、６０％を目標にしているＥＵ諸国の政策です。

最低賃金は、生活保護と並ぶナショナルミニマムの柱。「時々の事情」による改定ではなく、ナショナルミニマムの柱としての最低賃金の在り方、最低賃金の水準について本格的に議論すべき時期にきています。最低賃金が生活保護と並ぶナショナルミニマムの両輪として、その役割が十分果たしていけるよう、最低賃金の大幅な引き上げが求められています。

欧米先進国の最低賃金は、おおむね１２００円から１５００円になっており、日本の最低賃金は先進国の中では最も低いものとなっています。２０１３年、国連・社会権規約委員会は「日本の最低賃金が最低生存水準及び生活保護基準を下回っている」と指摘し、日本政府に対して「労働者及びその家族が人間らしい生活を送ることが可能となることを確保する観点から、最低賃金の水準を決定するに際し考慮する要素を再検討することを要求する」と勧告しました。ＩＬＯ１３１号条約及びＩＬＯ１３５号勧告は、最低賃金の水準の決定にあたって考慮すべき要素として「労働者及びその家族の必要」な生計費を挙げています。

日本の最低賃金額は、単身者ですら生活が厳しいレベルであり、家族を養うようなレベルにないことは明らかです。普通に働いているにもかかわらず、家族が貧困に陥るという状態から脱するためにも、最低賃金１５００円を目指すべきであり、直ちに実現できないならば、今年度１０００円以上とすべきです。

②大幅引き上げのために最低賃金法第９条２項の３原則を見直し、あるべき最低賃金額、最低賃金の水準について論議すべきです。

１９５４年に制定された最低賃金法では、労働組合がまったく関与しない業者間協定によって、最低賃金は中卒女性初任給をもとに決められました。１９６８年の法改正では、業者間協定から審議会方式に改められ、１９７１～１９７６年に、全国４７都道府県で地域最低賃金が設立されましたが、実態は中卒女性初任給に貼り付いたままでした。

最低賃金法第９条２項では、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」とされています。この３原則は、「最低賃金の決定にあたっていずれも考慮されるべき重要な要素であって、そのうちの何に重点があり、何は二の次というような順位はつけ難い。三つの観点から総合勘案して最低賃金を決定すべきものである」（最低賃金法の詳解）というものです。しかし、実際の金額審議では、３０人未満の零細企業の賃上げ率（賃金改定状況調査における第４表）を最重要参考資料としてきました。その結果、引き上げ額は、前年度の金額に、第４表の賃上げ率を乗じた金額を算定基準として議論されてきました。３０人未満の零細企業の賃金引上げ額が重要参考資料とされるような状態では、引き上げ額は極めて低い水準に押さえつけられます。このシステムを変えない限りＥＵ諸国並みの最低賃金には到達できません。

最低賃金法第１条は「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上および事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」としていますが、最低賃金１５００円で、年間１８００時間働けば年収が２７０万円となり、この収入でようやくワーキングプアから抜け出すことができ、最低賃金法第

１条の目的に合致すると言えるのではないでしょうか。

（２）都市と地方の格差を拡大するランク制は廃止し、全国一律最低賃金制度を検討すべきです。

①都市と地方の格差を広げる最低賃金制度、２２１円という差額は看過できません。

現在の地域最低賃金額は、最低で７９２円、最高で１０１３円で、差額は２２１円です。１ケ月法定労働時間である１７３．８時間働くとすると、約３８，４１０円もの差が付きます。栃木と東京でも最低賃金は１５９円の差がついており、１ヶ月に換算すると２７，６３４円もの差になります。最低賃金の地域間格差の拡大が地方の衰退を促進する要因の一つとなることが各方面から指摘されています。

現行の目安制度は、１９７５年、労働４団体が「全国一律最低賃金の確立」を求めストライキを計画したことを契機に、全国的な整合性の確保のために１９７８年から発足しました。１９７８年の最初の目安作成に当たっては、「最低賃金額の地域間格差は従来縮小傾向にあることを考慮した」（昭和５３年７月２７日　中央最低賃金審議会第１小委員会報告）としています。当時、最高金額の大阪に対する最低金額の割合は８４．４ポイント、１９９９年には８６．３ポイントまで格差が縮小しますが、その後は拡大に転じ、２０２０年度は７８．２ポイントと格差が拡大し、目安制度発足の理念から外れてきています。

格差の根拠については、一般的には地方と都市の生活費や経済水準の違いなどが言われています。確かに都市部の住居費は地方よりも大きなものとなっていますが、公共交通が後退している地方では、自動車の保有などが必須であり、トータルで考えれば地方と都市部の生活費に大きな違いはないと言えます。しかし、現行のランク制を根拠づけている指標を使えば都市と地方の差は拡大するばかりです。その格差と連動し、最低が７９２円という絶対的な水準の低さが、若年労働者の都市への移動を誘発し、地方経済をいっそう疲弊させることは明らかです。地方の自治体や議会から多くの最低賃金引き上げの意見書が出されていますが、地方経済の疲弊に対し、大幅な最低賃金の引き上げによる関与が求められています。

②地方の空洞化を阻止する役割を果たす全国一律最低賃金制度

最低賃金制度を全国一律制度とすることはナショナルミニマムなどとの整合性を強化し、体系的な貧困対策、格差対策に有効であり、「公正な競争に資する」ものであると考えます。

最低賃金近辺で働く労働者に、コンビニのスタッフがいますが、コンビニエンスストアではルーティンワークが統一され、扱っている商品、および価格もほとんど変わらず、全国どこのコンビニでも働き方はほぼ同じです。にもかかわらず、地域最低賃金の格差がそのまま賃金格差となっているのは、同一労働同一賃金原則から見ても不合理です。

最低賃金の引き上げは当然のことながら各種の中小企業支援策と結合して行われるべきです。日本商工会議所などは最低賃金引き上げに毎年反対していますが、本来からいえば最低賃金が上がり、低賃金に対する歯止めがかかることは、地方の中小企業にとって良質な労働力を育成、確保していくうえで有利なことであると考えます。これらを踏まえ最低賃金制度を全国一律最低賃金制度とすべきです。あわせて地方経済に対する支援策の強化が求められます。

（３）実質的な審議が行われる小委員会をはじめ、全審議会を完全に公開すべきです。

最低賃金審議会の審議の中心は実質的な金額審議が行われる小委員会です。審議は最低賃金審議会運営規定第６条によれば「原則として公開」のはずであり、非公開は例外的事例です。しかし例外的

事例が、目安審議などの重要な議論に対して適用されています。これでは審議会は原則、非公開であるとしかいいようがありません。

ワーキングプアや、貧困が社会問題になる中、最低賃金引き上げは大きな社会的注目を集めています。最低賃金審議を公開し、大いに論争し、今日、要求されている最低賃金の水準、社会的に意味のある最低賃金制度とは何か、そのためには現行制度の何をあらためるべきか、などを発信していくことが求められています。審議を公開すれば、様々な意見が関係者からよせられ社会的関心も高まり、制度の改善にむけた世論も形成されるはずです。

密室審議の時代は終焉させなければなりません。貧困が拡大し最低賃金の大幅引き上げが社会的に要求されている中で、審議の公開に耐えられないような委員は、委員である資格にかけると考えます。
審議の完全公開を強く要求します。

（4）栃木地方最低賃金審議会において、佐野地区労働組合会議及び労働組合わたらせユニオンの推薦する労働者の意見陳述を求めます。

佐野地区労働組合会議に加盟する労働組合わたらせユニオンは、派遣、パート、嘱託、アルバイトなどの有期雇用労働者や失業者、半失業者も組織しています。彼らの賃金水準は極めて低く、その生活実態は厳しいものです。有期雇用労働者や中小零細企業で働く労働者にとって、個別企業における賃金の引き上げは簡単ではありません。私たちは労働組合の通常の活動として、組合員が在籍する企業にたいし春闘などで賃金引上げ要求をおこないます。しかし中小零細企業などでは、経営困難、一人組合員、少数派などで賃上げ要求そのものが難しい場合があります。このような状況の中で私たちは最低賃金引上げの闘いを、春闘とならぶ、中小零細企業に働く労働者や、非正規雇用労働者の重要な賃金引き上げの闘いとして位置づけ取り組んでいます。

このような事情から私たちは審議会の傍聴をおこない、意見書や異義申出書なども提出してきました。これらのことから、佐野地区労働組合会議及び労働組合わたらせユニオンの推薦する労働者に、栃木地方最低賃金審議会において直接意見を述べる機会を与えていただきますよう要請します。

以上

写

２０２１最低賃金審議会意見陳述要旨

わたらせユニオン・[redacted]

１．はじめに

本年も意見陳述の機会を与えていただきましてありがとうございます。佐野地区労とわたらせユニオンを代表して意見陳述を行います、わたらせユニオンの書記長の嶋田です。

私たちは、ここ数年間の最低賃金審議会の意見書、意見陳述の中で、日本の最低賃金の金額は、最低賃金法の目的に合致していないということで、引き上げ額ではなく、最低賃金法の目的に合致する最低賃金とは何か、その最低賃金の水準の議論をすべきと訴えてきました。今日は、あらためてなぜ１５００円なのかについて陳述したいと思います。

２．なぜ１５００円なのか？

日本政府も批准しているＩＬＯ１３１号条約や１３５号勧告では、最低賃金の水準決定の要素として「労働者及びその家族の必要」をあげています。

２００７年の最低賃金法の改正によって、最低賃金との整合性が導入され、毎年、最低賃金審議会において、最低賃金と生活保護との比較がされています。いわゆる生活保護との逆転現象は2014年にすべての都道府県で解消したとされていますが、比較対象としているのは若年単身者の生活保護基準額です。ＩＬＯ基準を参考に、宇都宮市における42歳の母親と14歳の中学生というひとり親世帯の生活保護基準と比較してみました。

①宇都宮市における生活保護基準額（42歳母親＋14歳中学生）

項目	生活扶助基準額	母子世帯加算額	児童養育加算額	住宅扶助基準額	教育扶助加算額	合　計
金額	115,745	17,400	10,190	46,000	5,100	**19,4435**

上記の他に医療扶助や冬期加算(7,220円)がある。

②栃木県の最低賃金(854円)で得られる収入(週40時間1ヶ月173.8時間労働で算出)

項目	総収入	社会保険料控除	雇用保険料控除	手取り収入	児童手当	児童扶養手当	収入合計
金額	148,425	22,241	445	125,739	10,000	38,130	**173,869**

③栃木県の最低賃金(854円)で得られる収入(毎勤統計の実労働時間150時間で算出)

項目	総収入	社会保険料控除	雇用保険料控除	手取り収入	児童手当	児童扶養手当	収入合計
金額	128,100	19,196	384	108,520	10,000	43,160	**161,680**

栃木労働局
3.7.21

③時給 1000 円で、週 40 時間フルタイムで働いた場合

項目	総収入	社会保険料控除	雇用保険料控除	手取り収入	児童手当	児童扶養手当	収入合計
金額	173,800	26,044	521	147,235	10,000	35,120	**192,355**

④時給 1500 円で、政府が目標とする年間 1800 時間働いた場合

項目	総収入	社会保険料控除	雇用保険料控除	手取り収入	児童手当	児童扶養手当	収入合計
金額	225,000	33,716	675	190,609	10,000	21,490	**222,099**

宇都宮市におけるひとり親世帯(42 歳母親＋14 歳中学生)の生活保護基準額はおおよそ 20 万円程度になります。

時給 854 円では週 40 時間フルタイムで働けたとしても、家計手取り収入は 17 万円強です。子どもの学校の行事等で休む機会も多いため、母親が働けるのは、毎月勤労統計の実労働時間である 150 時間程度なので、家計手取り収入は 16 万円強です。生活保護基準額よりも３～４万円低くなっています。

時給 1000 円になったとして、週 40 時間フルタイムで働いた場合の収入は、192, 355 円となり、生活保護基準に近づきます。

時給 1500 円で、年間 1800 時間働いた場合、真に逆転現象が解消し、生活保護よりも最低賃金で得られる家計の手取り収入が多いと言えます。

日本の母子世帯の「母の就業率」は、世界の中でも非常に高い数字ですが、相対的貧困率は先進国で最悪レベルにあります。子どもがいるために長時間働けない、仕事と子育てを両立することができず、非正規で働き、最低賃金近傍で働いている人が多いことが要因です。最低賃金を 1500 円とすることを目標に、実現のための対策、工程をどうするかという議論が必要になっています。

写

２０２１年８月２０日

栃木労働局長
藤浪　竜哉　様

宇都宮[redacted]５８
とちぎ[redacted]組合
中央執行委[redacted]

令和３年度「栃木県最低賃金の改定決定について（答申）」に対する異議申出

８月５日に答申された、令和３年度の「栃木県最低賃金の改定決定について（答申）」につきまして、とちぎコープ労働組合は下記の通り異議申し出を行います。

記

一、異議申出の内容

１.時間額８８２円（引き上げ額２８円、引き上げ率３．２８％）では不服です。

２.栃木県最低賃金を、時間額１，０００円以上に引き上げること。

二、異議申出の理由

１．私たちは、先に提出した意見書の中で、栃木県の最低賃金が低すぎるとして、主に次の論点に基づいて最賃の大幅引き上げを主張してきました。（詳細は意見書をご参照ください）

１.コロナ禍だからこそ大幅な最低賃金引き上げが必要 ２.全国一律の最低賃金制度の実現を ３.最低賃金引き上げは中小企業支援とセットで

そして、日本国民がどこで働いても安心して暮らせる社会の実現と、地域経済の発展、活性化のために、積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくこと。同時に専門部会の審議を公開していただき、審議の透明性を保障していただくこと。そして、低賃金かつ不安定雇用の下で働く多数の労働者の声が審議に反映されますよう、できうる限り希望する者に意見陳述の場を保障していただくことを強く要請いたしました。

２．３回の専門部会を経た審議の結果、中賃の示した目安通りの２８円の引き上げで８８２円との答申が出されました。全労連が全国で取り組んだ最低生計費試算調査では、どの地域でも時間額１，５００円以上が必要であると明らかになりました。しかし今回の答申はその額には程遠く、島根県や秋田県、

栃木労働局
3.8.20
総務課 0820 第3

大分県など６県で２９円以上の答申がされましたが、ほとんどの地方と首都圏との格差は温存されたままになりました。これでは栃木県内の経済の活性化や、若者などの人口流出の歯止めなどの、根本的な解消を期待できるものではありません。

３．今回の答申には、「今般の大幅な引上げは、中小・零細企業にとって負担が大きく、また、新型コロナウイルス感染症で厳しい経営環境にある業種・産業には特に配慮が必要である。このため、こうした企業への各種支援策の周知や、最低賃金の引上げに伴い中小・零細企業の収益改善が不可欠となることから企業の生産性向上に資する支援策の周知、また、一部の支援策は手続きが煩雑で使い勝手が悪いといった意見があることから、このような意見を所管官庁に報告すること、さらに、大企業・親企業と中小・零細企業との取引条件を改善することなど、最低賃金を引き上げやすい環境の整備に全力で取り組むとともに、引き続き支援等の拡充・強化を、関係行政機関に強く要望する。」と記されています。

記述の通り、大幅な最低賃金の引き上げのためには、中小企業への支援の拡充が必要であり、私たちは以前より同様の主張をしてきました。ここで大事なのは、最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援の拡充は同時に進めるべきで、どちらかに優先順位をつけるべきではないということです。

最低賃金の引上げによって、企業の倒産、廃業や雇用調整を招く懸念があるとの理由で、最低賃金の大幅引き上げを抑制することは、労働者の消費購買力を抑制し、結果的に地域経済の発展にも背を向けることになります。

最低賃金の大幅引き上げも、中小企業への支援の拡充も、同時に強く国に求めていくべきです。

４．最低賃金審議会の運営に関する要望については、昨年に引き続き意見陳述の機会が設けられましたが、時間数も制約され、陳述について十分な主張ができたとは言えません。そして、残念ながら専門部会は今年度も非公開とされ、提出した意見書や意見陳述に込められた思いや願いがどう受け止められたのか、どのような議論が行われどのように答申が決定されたのか、論議の中身が全く明らかにされていません。最低賃金審議会の民主化、透明性の確保という点では全く不十分と言わざるを得ません。

５．繰り返しになりますが、今年度の答申８８２円では、私たち労働者の生活改善と地域経済の活性化にはつながりません。私たちは提出した意見書と意見陳述の中で、低すぎる最低賃金の下での賃金実態や、縮まらない賃金格差、生活できない賃金のためにダブルワークやトリプルワークをしなければならない実態などを明らかにしてきました。若年層の労働者が、生まれ育った

地域で自立して暮らすことができるように、そしてシングルマザーなどが、何よりも子育てを重視し、子供のなりたい夢をかなえてあげるためには、地域間格差を無くして全国どこで働いても最低１，５００円以上の時間給が必要です。だからこそ私たちとちぎコープ労働組合は、どこでも誰でもいますぐ時給１，０００円以上の実現と１，５００円を目指すことを要求に掲げているのです。

全国の地方最低賃金審議会で答申が出されましたが、引き上げ額は２８円～３２円と、昨年ほとんど改善がなかったことからすれば、ワーキングプアの解消、地域経済の活性化のためにも、さらなる最賃の引き上げの改定審議がなされるべきです。同時にそのための中小零細企業へのさらなる支援策について論議するべきです。栃木労働局長がこれらを踏まえ、栃木地方最低賃金審議会に再審議を求めることを強く要請いたします。

以上

写

栃木地方最低賃金審議会
会長　太田　正　様

栃木労働局
3.7.20
労働基準部

２０２１年7月２１日

とちぎ[redacted]組合
中央執行委[redacted]

２０２１年度の栃木地方最低賃金改定審議に向けた意見書

２０２１年度の最低賃金について、ご審議いただく委員のみなさまに、心より敬意を表します。また、栃木県に働く労働者および中小零細事業者の生活向上と健全な経営のために、本年度の審議においてご尽力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。本年度の最低賃金の改定審議に当たり、とちぎコープ労働組合として意見書を提出させていただきます。

１．コロナ禍だからこそ大幅な最低賃金引き上げが必要

地域別最低賃金を決定する際に、最も考慮されるべき要素である労働者の生計費は、全労連（全国労働組合総連合）が取り組む最低生計費試算調査によれば、人並みのくらしをするためには月額で２３万円が必要であり、月１５０時間労働換算では時給にして１５００円以上が必要とされています。現状の最低賃金との隔たりはあまりにも大きいものとなっています。

また、新型コロナウイルスの感染拡大は、医療・福祉や保育、運輸・物流、小売業、公共機関などの業種が、社会生活の維持に欠かすことのできないものであることが国民に再認識され、そこで働く労働者は、エッセンシャルワーカーとして社会の注目を浴びることになりました。同時にコロナ禍の下でも国民生活維持のために働き続けるエッセンシャルワーカーの多くが低賃金かつ非正規雇用で働き、ダブルワーク、トリプルワークを余儀なくされていることも国民の目に明らかになりました。コロナの感染リスクを負いながら、複数の職場で働き続けることにより、体力的にも精神的にもつらい状況に追い込まれています。非正規労働者は労働組合の組織率が極めて低く、団体交渉による賃金引上げに期待できない現状があり、最低賃金引上げによる生活保障がどうしても必要です。

それにもかかわらず、昨年２０２０年度の中央最低賃金審議会では、新型コロナウイルスの感染拡大により、経営基盤が脆弱な多くの中小企業が倒産、廃業に追い込まれる懸念が広がる中、最低賃金の引上げが企業経営に与える影響を重視して引上げを抑制すべきという議論が多数を占めました。その結果、２０２０年度の地域別最低賃金額の引上げ額について目安額の提示が見送られました。これを受けて、各地の審議会も引上げ額を抑制し、東京都、大阪府、京都府、静岡県、広島県、北海道、山口県が引上げなしとなり、栃木県を含む他の地域も１円ないし３円の引上げにとどまりました。

しかし、労働者の生活を守り、新型コロナウイルス感染症に向き合いながら経済を活性化させるためにも、最低賃金額の引上げを後退させてはなりません。フランスでは、

２０２１年1月に１０．１５ユーロ（約１３２０円）から１０．２５ユーロ（約１３３３円）に引き上げられました。ドイツでは、２０２１年1月に９．５０ユーロ（約１２３５円）へ引き上げられ、さらに同年7月から９．６０ユーロ（約１２４８円）へ、２０２２年1月に９．８２ユーロ（約１２７７円）へ、同年7月に１０．４５ユーロ（約１３５９円）へ引上げとなることが決定されました。イギリスでも、２０２１年4月から成人（２５歳以上）の最低賃金が８．７２ポンド（約１３２５円）から８．９１ポンド（約１３５４円）に引き上げられました。さらにお隣の韓国でも、２０２２年1月には現在の８７２０ウォン（約８３７円）から、９１６０ウォン（約８８０円）への引き上げが決められています。

このように多くの国で、コロナ禍で経済が停滞する状況下においても最低賃金の引上げを実現しており、我が国でも２０２１年度の大幅引上げが求められます。

２．全国一律の最低賃金制度の実現を

栃木県の最低賃金は８５４円、東京都との差は１５９円、1日８時間働くと１２７２円の差がつき、1か月１５０時間働くと２３，８５０円の差が開いてしまいます。神奈川県との差は１５８円、埼玉県との差は７４円、千葉県との差は７１円となっていて、通勤圏内での賃金の地域間格差は大きな問題です。

栃木県総合政策部が公表した、２０２０年度の県内市町人口の社会動態（転入から転出を差し引いた数）によると、転入から転出を引いた社会増加数は▲１３４３人と、前々年度▲４１２８人、前年度▲４６５７人から比べて減少数は鈍化しています。しかしこれはコロナ禍による首都圏での雇用情勢の悪化が反映しているものと考えられ、首都圏への人口流出拡大の流れが根本的に解消したものではありません。

全労連の最低生計費試算調査によれば、人間らしく暮らすための生計費に、都市部と地方の間でほとんど差がないことが明らかになっています。これは、地方では、都市部に比べて住居費が低廉であるものの、公共交通機関の利用が制限されるため、通勤その他の社会生活を営むために自動車の保有を余儀なくされることが背景にあります。そもそも、最低賃金は、「健康で文化的な最低限度の生活」を営むために必要な最低生計費を下回ることは許されません。労働者の最低生計費に地域間格差がほとんど存在しない以上、全国一律最低賃金制度を実現すべきです。

私たちの働く生協でもそうですが、スーパーやコンビニでは全国どこでも売っている商品の価格はほぼ同じです。同じ価格の商品を売り、同じ仕事をしています。どこで暮らしていても、同じ仕事には同じ賃金、同一労働同一賃金を実現させるためにも、いまのような地域間格差をなくしていかなければなりません。

先に開かれた中央最低賃金審議会は、今年度の最低賃金について、すべての都道府県で２８円引き上げ、全国平均で現在の時給９０２円から９３０円とする目安を示しました。２８円の引き上げは、２０１９年度の２７円を上回り、最低賃金が時給で示されるようになった２００２年度以降で最も大きくなっています。

しかし、引き上げ額よりも注目すべき点があります。ご承知の通り、引き上げ額の目安は地域の経済実態などにあわせて、都道府県を４つのランクに分けて、都市部で高く、地方で低く金額が示されるケースが近年ではほとんどですが、今回は、地域間格差への

配慮や、都市部で雇用情勢が悪化していることを踏まえ、同じ金額が示されました。このことは、全国一律の最低賃金制度を求める声が、低賃金・非正規労働者のみならず、人口の流出と地域経済の疲弊に苦しむ多くの自治体や、保守政党の議員をも巻き込んだ世論となっていることの反映です。栃木地方最低賃金審議会に置かれましても、東京や首都圏との格差を縮める絶好の機会ととらえ、ご審議いただくことを期待します。

3．最低賃金引き上げは中小企業支援とセットで

最低賃金引上げに伴う中小企業への支援策について、現在国は「業務改善助成金」制度により、影響を受ける中小企業に対する支援を実施しています。しかし、中小企業にとって必ずしも使い勝手の良いものとはなっておらず、利用件数はごく少数にとどまっています。我が国の経済を支えている中小企業が、最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるように充分な支援策を講じることが必要です。具体的には、諸外国で採用されている社会保険料の事業主負担部分を免除・軽減することや、賃金引き上げへの直接的な助成、下請け取引の適正化などの措置を拡充するなどの支援策が有効であると考えられます。

賃金を大幅に引き上げて、優秀な人材を安定的に確保できるようにすることは、長い目で見れば中小企業にとって大きな利益につながります。日本の地域経済を支える中小企業を、国が下支えするための支援策が強く求められます。

4．審議に当たっての要請

これまで述べたことを踏まえて、とちぎコープ労働組合は、本年度の審議に当たりまして、下記の事項を強く要請し、意見書といたします。

1．最低賃金はいますぐ１０００円とすること。早急に１５００円の実現を目指すこと。
2．全国一律の最低賃金制度とすること。
3．専門部会や小委員会の審議を公開していただき、審議の透明性を保障していただくこと。
4．低賃金で働く多数の非正規雇用労働者の声が審議に反映されますよう、とちぎコープ労働組合の推薦する労働者の、意見陳述の機会を保障していただくこと。

以上

写

栃木地方最低賃金審議会
会長　太田　正　様

栃木労働局
3.7.20
労働基準部

２０２１年7月２９日

とちぎコ[redacted]合

意見陳述書

私は、２０２１年度の栃木地方最低賃金改定の審議に当たりまして、とちぎコープ労働組合より提出いたしました「２０２１年度の栃木地方最低賃金改定審議に向けた意見書」を補足する立場で意見陳述を行います。

１．働く人々をめぐる全般的な状況

現在、非正規労働者は 2,064 万人を超え、非正規率は 36.9%（総務省「労働力調査」）となり、賃金が 200 万円以下のワーキングプアが 14 年連続で 1,000 万人以上（国税庁民間給与実態統計調査）になっています。また、相対的貧困率は、2018 年度は 15.4%（国民生活基礎調査）となり、約６人に１人が相対的貧困になっています。OECD 経済審査報告書によると、日米欧主要７ヶ国（G７）のうち、日本は米国に次ぐ、２番目に高い比率になっています。貯蓄ゼロの世帯は、２人以上世帯で 23.6%、単身では 38%に達し「働く貧困層」が増えています。

一方で、日本で 100 万ドル（約 1 億円）以上の金融資産を保有する人は 302 万人となり、アメリカ、中国に次ぐ世界第３位になっていて、富裕層と５億円以上の資産を持つ超富裕層がさらに増えつづけています。

２．生協労連の調査に見る小売・流通業の労働者の暮らし

生協労連が毎年実施している、「2021 年春闘準備のための生活実感アンケート」では「非正規」のみの収入で生活している世帯の割合が高いことがわかりました。年代別では若い世代と、高年齢層での割合が高くなっています。時間給者（厚生年金未加入）では、過半数が 55 歳以上、1/3 超が 60 歳以上となりました。

また、同じく生協労連が取り組んでいる今回の「パート労働黒書Ⅷ」では、生協やその関連会社などで働く人からの聞き取りや手記から、今社会が克服すべき多くの課題が見えてきました。

①賃金を大幅に上げ、納めた税金を社会保障に回し、安心して暮らせる社会にすること。
②最低賃金が 1,500 円になれば休みを取って体を休める時間が持てること。
③貯金を取り崩しながらの生活、自分が倒れたらと、不安があること。
④子どもが親や、家庭の都合で進学や、部活など制約される実態にあること。

⑤今の生活が精一杯の状態で、未来の生活が考えられないこと。
⑥病院に行きたくてもすぐにはいけないという実態があること。

とちぎコープで働く労働者にも聞き取りを行いました。

お一人目は、女性、60 代で、スーパーマーケットで、再雇用で働くアルバイト職員です。この方は1人暮らしで、1日 3.5 時間 週5日勤務で時給 885 円ですが、年金と生協の給与収入で 10 万円位です。「とても生活ができません。わずかな貯金を取り崩して生活をしております。以前はダブルワークをしていましたが、シフトの関係で辞めてしまいました。将来がとても不安です。」と言っています。60 代ではダブルワークしようにも、体力的にもきつく、そもそも雇ってくれるところもありません。

もうお一人も女性 60 代で、限定正社員としてスーパーマーケットで部門のチーフとして働いています。「限定とはいえ正社員なので一日8時間労働で月給制、いわゆる限定ではない正社員と同じ責任を持たされており、給与も時間給にすれば 1,500 円に近い金額ではあります。しかし子供2人との3人家族で、一人は障害を持ち、もう一人は飲食業なのでコロナでほとんど収入が途絶えています。実質 1 人の給与で、3人のくらしを賄っています。家計の中で負担になっているのは、食費と寒い時期では電気・ガス代です。その他毎月の病院代とか、いろいろあります。安定した暮らしがしたいです。楽に暮らせる、毎月の生活がしたいです。出るのは支払いばかりなので、まったく老後の蓄えはありません。あと5万円くらいあったらと思います。」と訴えていました。

「再雇用になり賃金が下がったため、老後が不安」、「コロナで残業代が減り、トリプルワークをはじめた」、「倹約のために友だちとの付き合いも断ってきた」など、生協で働く人々をめぐる実態は、ますます過酷な状況になっています。こうした生活実態は、いうまでもなく生協や小売業・サービス業のみならず、非正規かつ最低賃金すれすれで働く、多くの労働者が置かれている現実です。

3．景気回復と普通に働けば人間らしく暮らせるために最低賃金引き上げを

コロナ禍の中だからこそ、コロナの危機を乗り切るためには最低賃金を大幅に引き上げ、労働者の消費購買力を高めることで、地域経済を活性化させる事が必要です。

栃木県の最低賃金は 854 円。全労連が全国で取り組んだ最低生計費試算調査では、どの地域でも時間額 1,500 円以上が必要とわかりましたがその額には程遠く、格差と貧困がますます拡大している中で、私たちは誰もが人間として自分らしく生き、働き、暮らせる社会にするために、最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度の実現を、声を大にして強く訴えます。

最後に本審議会に置かれましては、私たち日本国民が安心して暮らせる社会の実現と、地域経済の発展、活性化のために、積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくことを改めて強く求め、とちぎコープ労働組合の意見陳述とさせていただきます。

以上